

さいたま市告示第417号

さいたま市収納代理金融機関の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月13日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市収納代理金融機関の一部を改正する告示

さいたま市収納代理金融機関（平成13年さいたま市告示第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
収納代理金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲	収納代理金融機関の名称	本店（本所）の所在地	取扱店舗	取扱事務の範囲
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
株式会社八十二長野銀行	[略]	[略]	さいたま市の公金の収納事務（ただし、店舗窓口での収納を除く。）	株式会社八十二長野銀行	[略]	[略]	さいたま市の公金の収納事務（ただし、店舗窓口での収納を除く。）
三菱UFJ信託銀行株式会社			さいたま市の公金の収納事務（ただし、口座振替による収納に限る。）	三菱UFJ信託銀行株式会社			
みずほ信託銀行株式会社				みずほ信託銀行株式会社			
株式会社SMBC信託銀行				株式会社SMBC信託銀行			
株式会社SBI新生銀行			さいたま市の公金の収納事務	株式会社SBI新生銀行			さいたま市の公金の収納事務
				株式会社			

株式会社 きらやか 銀行	さいたま市の公金 の収納事務（た だし、口座振替によ る収納に限る。） さいたま市の公金 の収納事務	きらやか 銀行				
株式会社 福島銀行		株式会社 福島銀行				
株式会社 東和銀行		株式会社 東和銀行				
株式会社 栃木銀行		株式会社 栃木銀行				
株式会社 東日本銀 行		株式会社 東日本銀 行				
株式会社 東京スタ ー銀行		株式会社 東京スタ ー銀行				
株式会社 大光銀行		株式会社 大光銀行				
埼玉縣信 用金庫		埼玉縣信 用金庫				
川口信用 金庫		川口信用 金庫				
青木信用 金庫		青木信用 金庫				
飯能信用 金庫		飯能信用 金庫				
東京信用 金庫		東京信用 金庫				
城北信用 金庫		城北信用 金庫				
巣鴨信用 金庫		巣鴨信用 金庫				
あすか信 用組合		あすか信 用組合				
中央労働 金庫		中央労働 金庫				
さいたま 農業協同 組合		さいたま 農業協同 組合				
南彩農業 協同組合		南彩農業 協同組合				
[略]			[略]			

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。